

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	携帯用蓄電池の点検において、同蓄電池（3台）に電極の腐食による濁り及び比重の許容値外れが認められたため、当該蓄電池を修理	GⅢ	
2	1号機	気体廃棄物処理系排ガス除湿冷却器（B）のレベルスイッチに接点動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	GⅢ	
3	2号機	携帯用蓄電池の点検において、同蓄電池（6台）に電極の腐食による濁り及び比重の許容値外れ等が認められたため、当該蓄電池を修理	GⅢ	
4	2号機	所内及び計装用空気系除湿装置（B）出口温度指示計付スイッチの点検において、計器精度外れが認められたため、当該温度指示計付スイッチを交換	GⅢ	
5	2号機	中央制御室原子炉制御盤に「制御棒手動操作系制御棒位置表示装置盤故障」を示す警報が発生し、制御棒監視制御盤に「制御装置故障」及び「コントローラ軽故障」を示す警報が発生したため、原因調査及び対応検討	GⅢ	
6	2号機	取水設備トラベリングスクリーン装置（D）に「過トルク」を示す警報が頻発しているため、当該装置を点検・修理及び対応検討	GⅢ	
7	3号機	電気油圧式主タービン制御装置の高圧制御油圧力変換器（B）から元弁間の計装配管継手部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
8	3号機	原子炉建屋2階南東階段脇に設置されている携帯用蓄電池の充電タイマ調整用つまみに破損が認められたため、当該タイマ調整用つまみを交換	GⅢ	
9	4号機	第2給水加熱器（B）レベル制御弁の「弁ステムグラウンドリーク温度高」を示す警報が発生したため、当該弁のグラウンド部を点検・修理	GⅢ	
10	4号機	主復水器（B）伸縮継手封水入口弁の弁棒に折損が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
11	6号機	タービン主蒸気止め弁（1台）の開度指示計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該開度指示計を点検・修理	GⅢ	
12	6号機	取水設備スクリーン装置（B系3列）のバスケット防食板及び本体フレーム防食棒に消耗が認められたため、当該防食棒等を交換	対象外	
13	6号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（D）の点検において、上部シャフトと油筒が接触し、内部部品に損傷が認められたため、当該スクリーン洗浄水配管を修理	GⅢ	
14	6号機	弁グラウンド漏えい検出系弁（1台）のステムリーク止弁入口側弁内部に詰まりが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	給水再循環制御装置の点検において、アナログ入力回路基板（3枚）に判定値外れが認められたため、当該基板を点検・修理	G III	
16	6号機	原子炉建屋油ドレンサンプ出口の放射線量高を示す警報が発生したため、原因調査及び対応検討	G III	
17	6号機	原子炉遠隔停止系制御盤室の空調機ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
18	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉設備パイロットバーナー装置（No. 1）に着火不良が認められたため、当該装置を点検・修理	G III	